

学校生活のきまり（高等部）

生徒心得（高等部）

この生徒心得は、岩手県立釜石祥雲支援学校高等部の生徒としての自覚を持ち、日々、望ましい生活を送るために定めるものである。生徒は、学校生活の中で、友達への思いやりや、自分の行動に責任を持つことが大切であることを学び、健康に過ごせるように努めなければならない。

生徒宣誓

- (1) 自分の将来のための学習に努力します。
- (2) 相手のことを考えて行動します。
- (3) いじめは絶対にしません。

学校生活

(1) 学習

- ア 各授業時には、始業前に教室に入り、授業の準備を整える。
- イ 他人に迷惑をかけず、真剣に学習に取り組む。
- ウ テストは厳正に受験し、カンニング等の不正な行為はしない。

(2) 登下校

- ア 始業時刻までに登校する。理由があつて遅れる場合は、必ず担任に連絡する。
- イ 下校時には、教室内を整頓する。

(3) 作法

- ア 相手や場所に合ったあいさつやことば遣いをする。
- イ 校舎内は走らずに右側を歩く。

(4) 服装

ー共通ー

- ア 登下校は、本校で決められた制服を着用する。

（夏季は夏服を着用 6月1日～9月30日）

- イ 制服以外の服装で登下校する場合は、異装届を提出する。
- ウ 冬季は、防寒着としてのパーカーは認めるが、学生服の中に着用してはいけない。
- エ 生徒の病状や障がいによりワイシャツの着用が難しい生徒に限り、その代替として白色ポロシャツ（ワンポイント）を認める。
- エ 学校内で使用する靴は、学校から指定された運動靴とする。（平成28年度入学生から）

(男子)

- ア 学生服のボタンはすべてかける。
- イ 上着の襟に所定の校章を付ける。
- ウ 夏季は、上着なしで白のワイシャツまたは軽装にしてよい。

※軽装とは、学校指定ポロシャツに制服下及び運動着のハーフパンツとする。

(女子)

- ア 上着の左胸に、校章を付ける。
- イ スカート丈は、膝頭の半分より上にならない。
- ウ ソックスは、白、黒、紺の無地かワンポイントのものとする。
- エ 夏季は、学校指定のブラウスまたは軽装にしてよい。

※軽装とは、学校指定ポロシャツに制服下及び運動着のハーフパンツとする。

(5) 頭髪等について

- ア パーマ、脱色、染色、化粧、ピアス等のアクセサリーは禁止とする。
- イ 長髪の場合は、黒・茶・紺のゴムで結う。

ウ 光沢の出るムースやジェルの使用は禁止とする。

エ 上履きのかかとを踏んで歩かない。

オ 校内でTシャツを着用する場合、学校指定のものを着用する。やむを得ない場合は、色は白・黒・紺・グレーで、プリントが派手でないものを着用する。

(6) 所持品

ア 学用品その他の所持品には学年、氏名を明記する。

イ 所持品の紛失や拾得物があつたときは、速やかに学級担任を経て、指導部の先生へ届け出る。

ウ 学習に不必要なものは持参しない。

エ 定期券、財布などの貴重品は、登校時に職員室で職員に預け金庫管理を行い、下校時に受け取る。

オ スマートフォンの持ち込みは、原則として禁止とする。しかし、単独通学生については保護者による申請を提出し可とする。スマートフォンは登校時に職員室で職員に預け金庫管理を行い、下校時に受け取る。

(7) 校舎棟の環境美化

ア 校舎内外の清潔、整頓に留意する。

イ 清掃当番は全員で協力して、速やかに分担区域を清掃する。

ウ 掃除用具は所定の場所に保管し、大切に扱う。

エ 学校施設、備品は大事に取り扱う。誤って破損した場合は、学級担任または関係職員に届け出て指示を受ける。

(8) 生徒会活動

ア 高等部生徒会の一員として自覚をもち、より良い生活をするために協力して様々な活動を行う。

校外での生活

(1) 外出の際は行き先を必ず保護者に告げ、所在を明らかにする。友人宅への外泊は原則的には禁止とする。

(2) 公共の場でのマナーを守り、他人に迷惑をかけるような行動をしない。

(3) 飲酒、喫煙、パチンコ店や酒場への出入り等は禁止とする。(法律で禁止されている)

(4) ゲームセンター、カラオケボックスは保護者同伴とし、マナーを守って利用する。

(5) 外出の際は交通規則をよく守り、帰宅時間は4～10月は午後6：00、11～3月は午後5：00とする。

(6) スマートフォン、通信機能のあるゲーム機等は、保護者と相談しルールを決めて使用する。(午後9：00をめどとし、課金は禁止とする。)

(7) 出会い系サイト、チャット、SNS等で知らない人とやりとりをしない。

(8) 薬物乱用などは、絶対にしない。

その他

(1) 生徒間での、お金の貸し借りはしない。(困ったときは先生に相談する)

(2) 男女交際に関しては、節度を保ち、良識ある行動をとる。

(3) アルバイトは禁止とする。

※上記のきまりを破った者は、問題行動ととらえ、指導及び懲戒の対象とすることもある。

高等部生徒会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 私たちは、この会を岩手県立釜石祥雲支援学校高等部生徒会（以下 高等部生徒会）と呼びます。

(構成)

第2条 この会は、高等部生徒全員で構成します。

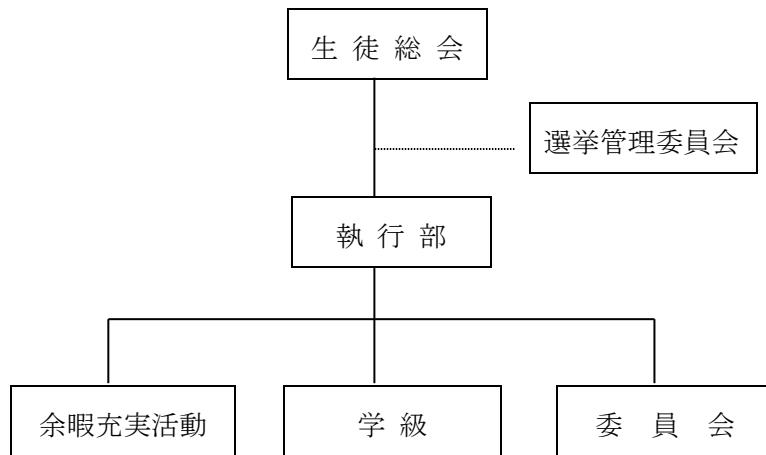
(目的)

第3条 この会は、私たちの学校生活をより良いものにしていくことを目的とします。

第2章 組織

(組織)

第4条 私たちの生徒会は、次の組織からできています。



(役員)

第5条 高等部生徒会執行部には次の役員を置きます。

会長（1名）、副会長（1名）、議長兼書記（1名）ただし、生徒の人数に応じて変わることもあります。

2 執行部は、私たちの学校生活をより良いものにしていくために、生徒会の活動方針、行事計画を作り、みんなの中心になって活動します。

3 役員の任期は、3月から翌年の2月までの1年とします。なお、再選を妨げません。

(総会)

第6条 生徒総会は、生徒会に関することを決める会とします。

2 会員の3分の2以上の出席で会を開くことができます。

3 採決する時は、出席者の過半数の賛成で決まります。

4 生徒総会は、年2回（前期・後期）開かれます。必要に応じて臨時総会を開く場合もあります。

(委員会)

第7条 役員は、委員長（1名）・副委員長（1名）・書記（1名）とします。

(環境委員会)

第8条 学校生活を気持ちよく過ごせるように環境美化に努め、規律ある生活を目的とした活動を行います。

(広報委員会)

第9条 高等部の学習や行事の様子等を校内外に向けた広報に努め、さまざまな情報発信を目的とした活動を行います。

(図書委員会)

第10条 図書室及び学校図書の管理に努め、児童生徒が自由な読書活動を行うための環境作りを目的とした活動を行います。

(2) 委員会構成

委員会は必要に応じて新設したり、休止したりすることができます。

(学級)

第11条 各学級に、学級委員長を1名おきます。

2 学級委員長は、クラスのリーダーとして学級をまとめます。

3 特別な事情がない限り、執行部との兼任はできません。

(選挙管理委員)

第12条 選挙管理委員会を設置し、毎年1回(2月)選挙を行い、新しい役員を選出します。
規程については、別紙のとおり行うこととします。

(余暇充実活動)

第13条 活動内容、期間等は、生徒総会等で決定します。

余暇充実活動は必要に応じ、新設や休止ができます。

第3章 会計

(会費)

第14条 生徒会費は年額2,000円とします。

第4章 補則

第15条 この規約を変える時には、総会で3分の2以上の賛成が必要です。

附 則

この規約は平成25年4月 1日から改定する。

平成26年4月 1日から改定

平成28年4月 1日から改定

平成29年4月 1日から改定

令和 7年2月18日から改定

高等部選挙管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は高等部生徒会規約第12条に基づき、選挙管理委員会が管理する選挙の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、高等部生徒会役員選挙に適用し、生徒会会員の意志を反映し、円滑な選挙が行われ生徒会活動の発展に寄与することを目的とする。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員)

第3条 選挙管理委員は高等部生徒会会員から2名選出する。

2 生徒会役員選挙の公示や立候補受付期間、選挙活動期間等は、高等部生徒会担当者と決定する。

第3章 選挙運動

(生徒会役員の立候補届け出)

第4条 生徒会役員の立候補者は届け出用紙に記入し、選挙管理委員に提出する。

2 届け出の後、ポスター、たすきを受け取り、各自で作成・掲示する。

3 生徒数が少ない場合、責任者はたてなくてもよいことにする。

(選挙活動)

第5条 選挙活動は選挙活動期間内で行うこととする。

2 立候補者は演説のビデオを作成し、選挙活動を行うことができる。

第4章 投票及び当選

(投票)

第6条 選挙管理委員会は投票日及び投票場所を公示する。

2 欠席などで投票できない場合は、期日前投票を行うことができる。

3 期日前投票を行う場合は、投票日前に投票用紙を選挙管理委員に届ける。

(開票)

第7条 開票は、投票後すぐに行う。

(当選)

第8条 2人以上が立候補しているときは、一番得票数が多い候補者を当選にする。1人だけが立候補しているときは、過半数の得票があったときに当選とする。

2 2人以上が立候補しているときに、得票数が同じ候補者が出た場合は、選挙管理委員長が抜け、再度投票を行う。

3 選挙管理委員会が当選を発表する。

4 役員の認証は校長が行う。

第5章 補欠選挙

(補欠選挙)

第9条 欠員が生じた場合、補欠選挙を行う。

- 2 欠員が生じてから10日以内に選挙管理委員会を招集する。
- 3 選挙については、本選挙に準じて行う。

附 則

この規程は平成25年4月 1日から改定する

平成26年4月 1日から改定

平成28年4月 1日から改定

平成29年4月 1日から改定

令和 7年2月18日から改定